

C B D C（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議
の設置について

令和 6 年 1 月 26 日
関係府省庁・日本銀行申合せ
令和 6 年 10 月 3 日
一部改正

- 1 C B D C（中央銀行デジタル通貨）について、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和 5 年 6 月 16 日 閣議決定）に基づき、政府・日本銀行として制度設計の大枠を整理するため、「C B D C（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 連絡会議の構成は、別添のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加することができる。
- 3 連絡会議の下に幹事会を開催する。幹事会は、関係府省庁及び日本銀行の職員をもって構成する。
- 4 議長は、必要に応じ、構成員及びオブザーバー以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 5 連絡会議は非公開で行うこととし、会議資料及び議事要旨は、会議開催後の適切な時期に財務省ウェブサイト上に公開する。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるおそれがある場合には、一部を非公開とすることができる。
- 6 連絡会議の庶務は、財務省理財局において処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

C B D C（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議の構成

議 長

財 務 省 理財局長

構 成 員

内 閣 府 政策統括官（経済財政運営担当）

公正取引委員会 事務総局経済取引局長

警 察 庁 刑事局組織犯罪対策部長

金 融 庁 企画市場局長

消 費 者 庁 政策立案総括審議官

デ ジ タ ル 庁 統括官（戦略・組織担当）

総 務 省 大臣官房総括審議官

総 務 省 情報流通行政局郵政行政部長

法 務 省 民事局長

法 務 省 刑事局長

財 務 省 国際局長

厚 生 労 働 省 雇用環境・均等局長

農 林 水 産 省 経営局長

経 済 産 業 省 商務・サービス審議官

日 本 銀 行 理事

オブザーバー

個人情報保護委員会